

令和8年8月豪雨により被災された皆様へのお見舞いと

被災者支援に関する会長談話

令和8年8月27日からの大雨により、石川県及び富山県において、また、同月29日からの大雨により福井県において、河川の氾濫、内水氾濫及び土砂災害が広範囲で発生するなど、いずれも甚大な被害が発生しました。

これらの被害を受け、石川県では羽咋市、志賀町、宝達志水町及び中能登町に、富山県では高岡市、氷見市、小矢部市及び射水市に、福井県では福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市及び永平寺町に、それぞれ災害救助法が適用されました。

当会は、被災された方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

とりわけ石川県においては、令和6年1月1日に発生した能登半島地震及び同年9月の奥能登豪雨による被害からの復旧・復興がなお道半ばにある中で、再び大きな被害が生じました。度重なる災害により、被災された皆様が抱えておられる不安と心身の負担は、計り知れないものがあります。当会は、こうした被災の実情を正面から受け止め、被災された方々に寄り添う姿勢を貫いてまいります。

当会は、これまで、石川県内で大規模災害が発生した都度、弁護士会の社会的使命を果たし、被災された方一人ひとりに寄り添うべく、被災者支援活動に継続して取り組んでまいりました。今回の災害においても、被災された方々が生活と事業の再建に向けて必要な情報と法的支援を確実に得ることができるよう、被災自治体を含め関係各団体と連携協力し、無料法律相談の実施をはじめとして、被災者の公的支援制度の利用、様々な法的問題（建物の修繕・解体、賃貸借、保険金請求、債務整理など）の解決に向けての助言、情報発信等、被災者の支援に全力で取り組んでまいります。

あらためて、被災された方々には、一日も早く平穏な日常を取り戻されることを心からお祈り申し上げるとともに、当会は、被災された皆様の生活と事業の再建が果たされるまで、関係機関と手を携え、継続して支援を行ってまいります。

2026（令和8）年9月17日

金沢弁護士会

会 長 高見 健次郎